

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成25年3月21日(2013.3.21)

【公開番号】特開2011-211403(P2011-211403A)

【公開日】平成23年10月20日(2011.10.20)

【年通号数】公開・登録公報2011-042

【出願番号】特願2010-75863(P2010-75863)

【国際特許分類】

H 04 M 1/02 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/02 C

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月1日(2013.2.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1キャビネットと第2キャビネットとが互いにスライド可能に連結され、第1キャビネットには回路基板が内蔵される一方、第2キャビネットには電気的構成要素が搭載されており、該電気的構成要素から引き出されたフレキシブルリードが、第1キャビネットに設けられた開口を通過して該第1キャビネット内の回路基板に接続されているスライド式携帯電子機器において、

前記回路基板の表面に設けられた所定領域上にて前記フレキシブルリードの一部を折り畳むことにより、フレキシブルリードには、その一部が前記所定領域上に重畠した重畠部が形成されていることを特徴とするスライド式携帯電子機器。